

原子力発電施設等立地地域特別交付金

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

令和5年度概算要求額

3.2 億円 (3.4 億円)

事業の内容

事業目的

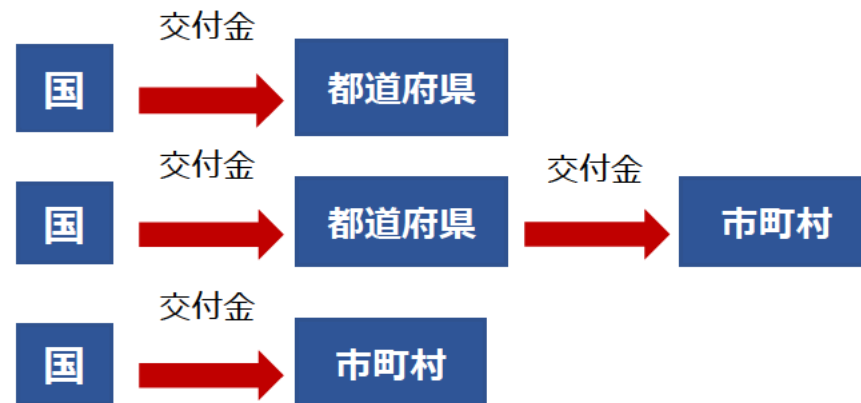
原子力発電施設等の設置が行われ、又は行われることが予定されている都道府県又は市町村に対し、地域振興に寄与するための事業に措置することが特に必要と認める場合に、交付金を交付し、原子力発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図ることを目的とします。

事業概要

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に特に資する場合に都道府県又は市町村に対して交付金を交付します。この交付金は以下の事業を実施するための費用に充てることができます。

- ①公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置
- ②企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業）等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



交付対象：原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、特に必要があるものとして認められた計画に基づく事業を実施する都道府県又は市町村

交付額：原則として、1計画につき25億円を限度額とします

成果目標

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において発電用施設の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指します。